

令和8年8月28日

都道府県鳥獣行政担当部（局）

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

クマ被害対策等関係情報のお知らせ（令和8年8月28日追加）

クマによる被害の深刻な状況を踏まえ、関係省庁が一丸となってクマによる被害対策を強化しており、最近の取組等について、下記のとおりお知らせいたします。

また、環境省では、クマに関する各種情報・取組に特化したウェブサイトを作成しております。このような情報も、現場対応に役立てていただけますと幸いです。

【URL】<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

本事務連絡は、貴都道府県内の市町村担当部局にもご周知願います。

記

1. クマの捕獲等に関する柔軟な制度運用について

クマによる被害対策を効果的に推進するため、鳥獣保護区におけるクマの捕獲等及び狩猟期間の延長について、柔軟な制度運用が可能です。詳細は、以下のとおりです。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づく許可捕獲（鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲等）や指定管理鳥獣捕獲等事業においては、制度上、鳥獣保護区内であっても、クマの捕獲等が可能です。

また、狩猟（鳥獣保護管理法第11条第1項第1号に示す捕獲等をいう。以下同じ。）が可能な期間については、鳥獣保護管理法第14条（第二種特定鳥獣に係る特例）に基づき、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために特に必要であるときには、休猟区の全部または一部について捕獲等を行うことができる区域を指定すること、狩猟期間の範囲内で期間を延長することが可能です。

狩猟期間を延長することは、クマの捕獲等の強化に資するだけでなく、捕獲技術の継承等の促進につながり、さらに、狩猟者による森林内における活動が増加することで、クマがもつ人への警戒心が薄れることを防止する効果も期待されます。クマとの軋轢が恒常的に発生している都道府県においては、こうした柔軟な制度運用についてご検討下さい。

2. 人身被害発生時の情報収集と DNA 分析について

クマによる人身被害が発生した際には、事故の状況及び事故に至った背景を明らかにし、事故原因の解明と再発防止に資するために必要な項目を記録すること、また、事故現場で加害個体の特定につながるサンプルを採取し分析することは、事故発生後の対応や事故収束の判断、二次被害発生の防止に役立つため重要です。これらの対応に当たっては、環境省資料「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編） 令和 8 年度版」や「クマ類の出没対応構築事業の成果報告集」をご参照ください。

【参考資料】

- ・クマ類の出没対応構築事業の成果報告集 -クマ類の出没の防止と円滑な対応に向けて-（令和 7 年 3 月、環境省自然環境局野生生物課）

【URL】 <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/seika.pdf>

- ・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編） 令和 8 年度版（令和 8 年 3 月、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）

【URL】 <https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

3. 鳥獣プロデータバンクの積極的な活用について

環境省では、野生鳥獣の保護管理や被害対策等に関する専門的知見を有する人材を紹介する「鳥獣プロデータバンク」を運営しています。

本データバンクを通じて、自治体における計画策定・見直し、クマ等の大型獣対策、被害防止対策の検討、研修会や講習会の開催、人材育成など、様々な場面で専門家の知見をご活用いただけます。

また、本データバンクを通じて専門家を活用する際の謝金や旅費を環境省が負担する事業を実施しています。クマ対策に特化した取組への専門家派遣については、派遣可能期間の上限を設けておらず、緊急銃猟訓練など準備も含めて長時間にわたる取組に対しても、柔軟にご活用いただけます。現時点で新規の派遣等は可能ですので、各自治体におかれては、地域の課題や状況に応じたより効果的な鳥獣管理や被害対策の充実に向け、積極的な御活用を御検討ください。

【URL】 <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

4. クマ対策を含む獣害を未然に防ぐためのドローン飛行に係る、捜索・救助等のための特例（航空法第 132 条の 92）の適用について

※以下、国土交通省ホームページ「[無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール](#)」の「【航空局からのお知らせ】（最新情報順）」中、「2026.07.28 航空法第 132 条の 92 の特例適用の対象となり得る事例の再周知と補足説明について」より引用

昨年 11 月 28 日に「航空法第 132 条の 92 の特例適用の対象となり得る事例」に、クマ対策を含む獣害を未然に防ぐための飛行に関する事例を追加したところです。

昨今のクマの出没事案を踏まえ、改めて当該特例を周知すると共に、本件が必ずしもクマが目撃された場合に限らず、クマ出没の蓋然性が高く、その予防的措

置のために緊急性がある飛行を行う場合においても当該特例の適用対象となり得ることを補足いたします。

例：近隣の自治体でクマの目撃情報があった場合、大型動物の足跡が発見された場合 等

○航空法第 132 条の 92 の特例適用の対象となり得る事例

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001846242.pdf>

○航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/common/001110204.pdf>

※上記運用ガイドラインで求めている「飛行の安全確保の方法」の例

空港等周辺や 150m 以上の空域で無人航空機を飛行させる場合には、航空機と無人航空機との接触等を防止するため、予め空港等の管理者や空域を管轄する関係機関との調整が必要。

5. クマ被害対策等に関する関係閣僚会議（第 5 回）の開催

7 月 31 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議（第 5 回）」が開催されました。同会議では、クマの出没や被害の現状を共有し、引き続きクマ被害対策を迅速・確実に実行するとともに、春期管理捕獲を含めた捕獲の強化、個体数調査の実施、ガバメントハンターを含む専門的な人材の確保や育成の支援、ICT やドローンの活用等の技術開発支援やその導入支援等について、取組を強化していく方針を確認しました。

【URL】https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai_taisaku/index.html

6. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等

①クマ対策にかかる集落支援員との連携について

7 月 3 日に総務省及び環境省から「集落支援員が行う集落点検におけるクマに関する情報共有について」を発出しました。

【URL】<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r080703.html>

②クマの出没に対する児童生徒等の安全確保に関する取組について（周知）

7 月 14 日に文部科学省から「クマの出没に対する児童生徒等の安全確保に関する取組について（周知）」を発出しました。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00064.htm

また、5 月 29 日に「クマ被害防止対策動画・リーフレットについて」を発出し、児童生徒等のクマ被害防止対策に関する動画を周知しておりますので、ぜひご活用ください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00059.htm

③麻酔によるクマの捕獲体制構築に関する参考資料の策定について

7 月 24 日に厚生労働省、農林水産省及び環境省から「『麻酔によるクマの捕

獲体制構築 ～人の日常生活圏における麻酔（麻酔銃、吹き矢）を用いたクマの捕獲体制の構築等に関する参考資料～』の策定について（周知）」を発出しました。

【URL】 <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r080724.html>

- ④「クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件」の公表及び「クマ撃退スプレーに関する注意喚起」の実施について（周知）

8月25日に環境省から「『クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件』の公表及び『クマ撃退スプレーに関する注意喚起』の実施について（周知）」を発出しました。

【URL】 <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r080825.html>

また、環境省、消費者庁、（独）国民生活センターから『クマ撃退スプレーの備え方―事前の確認・準備が必須です―』を公表しました。

【URL】 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_087/

【URL】 https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260825_1.html

（以 上）